

令和6年4月15日

広島県社会保険労務士会会長 様

広島県土木建築局建設産業課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

令和6年度の建設技術者等雇用助成金の実施について（周知依頼）

広島県の建設行政の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

広島県では、一定の資格を有する70歳未満の技術者を1年以上継続して雇用しようとする県内建設業者に対して、平成30年度から助成金を支給しており、令和6年度も引き続き申請者を募集します。また、令和6年度から、助成対象事業者の要件を緩和し、広島県入札参加資格を有する者に加えて、県発注工事において一定の下請実績を有する事業者にも拡大することになりました。

については、貴会会員への周知に御協力くださいますよう、お願いします。

【県HP】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/93/shin joseikin.html>

広島県ホームページ > しごと・産業・観光 > 土木・建築関係 >
建設業に関することなら > 建設技術者等緊急雇用助成事業について

担当 建設業グループ
電話 082-513-3822 (ダイヤルイン)
(担当者 茅根)